

情報ひろば

■凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法
 所=場所 員=定員 数=数量 料=料金 額=支給
 助成額など 受=受付 案=条件 持=持参するもの
 問=問い合わせ先



高齢者福祉サービス利用料 口座振替を始めます

高齢者福祉サービスの利用料が、便利な口座振替で支払えるようになります。

対 生活管理指導員派遣サービス、緊急軽度家事援助サービス、緊急通報受信サービス、配食サービスなど **受** 市役所駅南庁舎高齢社会課または各総合支所福祉保健課に配置した口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、利用する金融機関へ直接申込み ※現在サービスを利用している人には、お知らせ文書をお送りします。 **問** 市役所駅南庁舎高齢社会課 (0857)20-3453 / 各総合支所福祉保健課 (31ページ参照)

寝具の丸洗い乾燥サービス 9月実施分

対 65歳以上で在宅で寝たきりの人
料▽掛け布団=200円▽敷布団=200円▽羽根布団=300円▽毛布=100円 **募** 8月17日(金) / 氏

名・住所・生年月日・連絡先・丸洗するものと数量(3枚まで)を電話で **問** 市役所駅南庁舎高齢社会課 (0857)20-3453 / 各総合支所福祉保健課 (31ページ参照)

成年後見制度の市長による 法定後見申し立て

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力の十分でない人が財産管理や日常的な契約などで不利益にならないよう、家庭裁判所から選任された人(成年後見人など)が支援する制度です。

この制度を利用したくても、申し立てのできる身寄りがない場合に、市長が代わって申し立てを行います。

対 身寄りのない重度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者 **問** 市役所駅南庁舎鳥取中央地域包括支援センター (0857)20-3455 / 市役所駅南庁舎生活福祉課 (0857)20-3471 / 各地域包括支援センター

児童扶養手当の現況届は 期限内に

母子家庭などに支給される児童扶養手当を受給している人で、8月以降も引き続き手当を受給する場合

は、現況届を提出してください。
対 次の児童を監護している母、または養育している人▽父母が離婚▽父が死亡▽父が重度の障害▽父が生死不明▽父に引き続き1年以上遺棄されているなど ※ただし、平成15年4月1日において支給要件に該当してから5年が経過している人、年金を受給している人、児童が年金の加算の対象となっている人などは該当しません。

受 8月1日(水)～8月31日(金) **問** 市役所駅南庁舎児童家庭課 (0857)20-3465 / 各総合支所福祉保健課 (31ページ参照)



お知らせ

海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿の登録申請

平成19年9月1日現在で調製する海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録を希望する人は、選挙人名簿記載申請書を鳥取市選挙管理委員会へ提出してください。申請書は8月上旬に各漁家に郵送しますので、同封の返信用封筒で返

送してください。

なお、申請書が郵送されていない漁家で申請する人は、鳥取市選挙管理委員会および各漁業協同組合に配置している申請書を利用してください。

対 昭和62年12月6日以前に生まれ、年90日以上漁船を使用している漁業を営んでいる人またはその従事者 **受** 9月5日(水)まで **問** 市選挙管理委員会事務局 (0857)20-33006

お盆のゴミ収集

8月13日(月)、14日(火)、15日(水)、16日(木)は平常どおりごみを収集します。 **問** 市役所本庁舎生活環境課 (0857)20-3217

リファレンスいなば休館

9月1日(土)は、施設保守点検のためリファレンスいなばを休館します。 **問** 財団法人鳥取県東部環境管理公社 (0857)59-1807

精神保健講演会

時 8月23日(木)13:30～15:00 **所** わやか会館3階1・II研修室 **料** 無料 **容** 【演題】精神障害者に対する家族・周囲のかかわり方 **講師** 植田

退職者医療制度

長い間会社などに勤めた人が退職して、その職場の健康保険から国民健康保険に加入する場合、「退職者医療制度」が適用されます。

「退職者医療制度」の財源は、加入者の保険料のほか、会社などの健康保険からの拠出金が充てられます。したがって、この制度の対象となる人が正しく加入していただくことにより、国民健康保険の財政的負担を軽減することができます。

下記のすべてに該当する人は、**国民健康保険証、年金証書、印鑑を持参のうえ市役所駅南庁舎17番窓口または各総合支所福祉保健課**で届け出をしてください。

- ・国民健康保険に加入している。
- ・老人保健に該当していない。
- ・被用者年金の加入期間が20年以上または40歳以降の加入期間が10年以上である。

問い合わせ先▷市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482▷各総合支所福祉保健課 (31 ページ参照)



固定資産税の家屋とは

Q: どういった家屋に税金がかかるの?

A: 固定資産税の課税対象になる家屋とは、

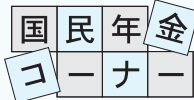
【固定資産税】

一般的に、①基礎などで土地に固定され、②屋根および周りを囲む壁またはこれに類するものを有し、③独立して風雨をしのげて外界から遮断することができる一定の空間を有する建物であり、④居住、作業、貯蔵などに使用できる状態にあるものとされています。買って来た物置や自分で建てたものでも、上記の要件を満たすものは固定資産税の課税対象になります。ご不明な点は下記問い合わせ先までお尋ねください。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎(0857)20-3424

付加保険料を納めて年金を増やす!



月々の定額保険料に付加保険料(400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができます。第1号被保険者(20~59歳の自営業・学生・アルバイトなど)および任意加入被保険者(日本国内に住む60~64歳の人および20~64歳の在外邦人で、国民年金に加入する人)は、ご希望に応じてこの制度を利用していただくことができます。※第3号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20~59歳の配偶者)、国民年金基金に加入している第1号被保険者は利用できません。

<付加年金(年間受け取り額)の計算式>
200円×付加保険料納付月数=付加年金額

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484

~被保険者・年金受給者のみなさまへ~

年金記録をもう一度チェックさせてください

厚生労働省・社会保険庁

- ▷社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせください。
 - ▷お電話による年金記録のお問い合わせ先は
フリーダイヤル 0120-657830
 - ▷インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用ください。(http://www.sia.go.jp)
 - お客様からのお問い合わせには真摯に対応します。
- 問い合わせ先** 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311



お盆に向けての火災予防 (東部消防局からのお願い)

お盆を控えて、各地でお墓の掃除が行われる時期となりました。

毎年この時期に、墓地などから枯れ草火災や林野火災が多く発生します。火を取り扱う場合は必ず消火の準備をし、完全に火が消えるまでその場を離れないでください。

平成19年度全国統一防火標語

火は見る

あなたが離れるその時を

俊幸さん(鳥取県立精神保健福祉センター医師) 市役所駅南庁舎生活福祉課(0857)20-3471

救急医療講習会 (東部医師会共催)

時 9月8日(土) 14:00~ 所 東部消防局(吉成) 対中学生以上 内心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)の実技指導など 料 無料 問 東部消防局 ☎(0857)23-2301

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者のみなさんへ

恩給などを受けていない旧軍人などの人(恩給欠格者)、戦後ソ連やモンゴルに強制抑留された人、終戦に伴って本邦以外の地域から引き揚げてきた人には、改めて慰藉の念を

表すため、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた人、書状を受ける資格があったにもかかわらず請求されていない人も対象です。

【恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者である本人(遺族などとは対象外)】 募 平成21年3月31日まで 問 〒163-0231 東京都新宿区西新宿2-6-1 独立行政法人 平和祈念事業特別基金 ☎(0120)234-9333 (無料電話/月々金9,15~17,15、土日祝休) ※請求書類は市役所駅南庁舎生活福祉課および各総合支所福祉保健課に配

市有地の売却

市では、次の土地を一般競争入札により売り出します。

【容】▽所在:鳥取市布勢260他6筆▽面積:1,806.33平方メートル▽予定価格:4400万円以上(2万4359円/平方メートル) 受▽申し込み期間:8月6日(月)~8月17日(金)▽入札日時:8月21日(火)10:00▽入札会場:市役所本庁舎4階第2会議室 問 市役所本庁舎財産管理課 ☎(0857)20-3112